

地域の農地は地域で守る！ 「農事組合法人九十原（くじゅうばら）」の設立支援

■ 綾川町陶 九十原地区 ■

(中讃農業改良普及センター 眞鍋雄二、山田浩三、○藤井貞吉)

●対象の概要

九十原地区は綾川町の北部に位置し、南と西は北条池に、東は十瓶山に接している。約20年前に地区内に住宅団地が造成され、総戸数は平成2年の33戸から平成22年には65戸と急速に宅地化が進行した地区である。

地区内の販売農家数は10戸、うち専業農家1戸、第1種兼業農家1戸、大半が第2種兼業農家で、経営耕地面積は10.8ha（うち水田10ha）、基盤整備は未実施である。栽培品目は、1戸の専業農家がイチゴ栽培を行うほかは、米、麦、そばなどの土地利用型作物が作付されている。

また、昭和40年代から4戸の農家によりトラクター、田植機、コンバインなどの農業機械の共同利用が行われていた。

●課題を取り上げた理由

九十原地区では、急速に宅地化が進む中、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化・後継者不足などにより、地区内での遊休農地の増加が懸念され、水源である「山の神池水利組合」などで今後の地域のあり方が話題になっていた。

そこで、農業機械の共同利用を行う4戸の農家を中心となり、今後、リタイアする農家の農地を含め、九十原地区の農地を守る集落営農組織の設立に向けた話し合いが開始された。

一方、地区では3戸の農家が麦作、1戸の農家がそば栽培に取り組んでいたが、平成27年度の経営所得安定対策加入対象者の見直しにより、担い手要件への対応が迫られ、関係機関が連携して集落営農組織の設立支援を行うことになった。

表-1 九十原地区の概要

	総戸数	総農家数	農業従事者数	経営耕地面積
平成2年	33戸	18戸	39人	1,220a
平成12年	40戸	14戸	36人	1,074a
平成22年	65戸	13戸	31人	1,083a

※世界農林業センサスより

●普及活動の経過

1 集落営農推進検討会の設置

地区内の農業者に呼びかけ、平成26年5月に10戸による集落営農推進検討会を設置した。検討会では、普及センター、綾川町から集落営農のメリットや各種支援策について説明を行い、8月までの3か月間で、計5回の検討会を開催した。また、地元のみでの検討の場も2回設け、当事者意識の醸成を図った。

その結果、平成26年度地域を支える集落営農推進強化事業（集落営農組織設立支援事業）に取り組み、本格的に組織化に向けた検討を行うこととなった。



集落営農推進検討会

2 任意組織「九十原営農集団」の設立

平成26年8月から県単事業を活用し、地区の集落営農ビジョンの作成に向けた検討を重ねるとともに、近隣地域の優良法人の事例調査を行った。検討会で話し合いを進める中、綾歌南部地区の種子麦生産者による法人が設立されることとなり、1ha以上の経営耕地面積を有する種子麦栽培農家2戸が検討会から離脱した。また、1戸の農業者から、当面は個人で農業を継続するとの意向が示されたため、残る7戸で平成27年産水稻から一元経理による経営を開始することを決定し、平成27年3月11日に「九十原営農集団」が設立された。

3 経営所得安定対策への加入

九十原営農集団は任意組織であるため、経営所得安定対策に加入するためには、将来の法人化・農地利用の集積を確実にを行う組織であると綾川町に認定される必要があった。

そこで、平成27年5月16日に臨時総会を開催し、経営所得安定対策等実施要綱に定められた内容に沿うよう規約の一部改正を行うとともに、平成28年10月30日を法人化達成予定日とした法人化等計画書を作成、平成27年6月に綾川町の認定を受け、平成27年度経営所得安定対策に加入した。

4 任意組織の法人化支援

法人化等計画書に基づき法人化に向けた検討を行う中で、法人設立の手続きや農地の持ち込み、農業機械の利用、利益分配の方法など法人化への様々な不安が寄せられた。そこで、当センターが作成した集落営農の手引き等を用いて説明を行うとともに、県農業会議の担当者や農地集積専門員に検討会への出席・説明を求めるなど、法人化への不安解消に努めた。

また、近隣の農地は他の農事組合法人や個人の認定農業者が集積していることから、急速に経営面積を拡大することが困難な状況であった。そこで、組織の維持・発展に向け、普及センター主催の「集落営農法人向けの野菜経営研修会」への参加を促し、同研修会で推進したブロッコリーの試作(30a)を経て、所得安定品目として法人経営に導入することになった。

●普及活動の成果

1 農事組合法人九十原の設立

検討会を通じて法人化に向けた不安が解消されたことから、平成28年8月から発起人会を開催し、創立総会資料や各種届出書類の作成を行い、平成28年10月3日に綾川町の農事組合法人としては8法人目となる「農事組合法人九十原」を設立した。

創立総会では代表理事から、「地域の農地は地域で守る。九十原地区の耕作放棄地は法人が全て引き受け、地区内の耕作放棄地を根絶する。」との熱い決意表明があった。

法人設立後、水稻、小麦、そばに加え、ブロッコリーを経営に取り入れた複合経営を行う内容の経営改善計画書を綾川町に提出し、平成28年10月20日に認定農業者に認定された。

2 農地機構を通じた農地の集積

認定農業者となり、経営耕地を集積することが可能となったことから、香川県農地機構に借受希望者として登録し、法人組合員のうち、初年度に貸出条件の整った4戸の農地2.7haを集積した。今後、貸出準備が整えば残る組合員3戸の農地3haも農地機構を通じて集積する予定である。



創立総会

表-2 経営改善計画書の作付計画 (単位: a)

品目	現状	目標
水稻	427	330
小麦	323	450
そば	92	100
ブロッコリー	30	100
作業受託	60	60

(当面の計画は水稻の作付を制限、野菜の栽培を伸ばす。)

●今後の普及活動の課題

1 経営規模の拡大及び経営の安定化

地区内の農地を受け入れる体制が整う中、「リタイアすれば法人に農地を預けたい。」と希望する農家が数戸あるほか、隣接地での規模拡大が行えるよう、関係機関が連携して支援するとともに、ブロッコリーの安定生産を進める。

2 農業機械装備の充実

当面は組合員の農業機械を借り上げて初期費用を抑えつつ、作業の省力化・効率化を図るために必要となる大型機械を計画的に整備することとしており、農業経営基盤強化準備金や各種補助事業の活用に向けた支援を行うこととしている。